

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立保育所（以下「市立保育所」という。）の民営化に伴う引継ぎ・共同保育の実施に当たり、市立保育所の移管先となる社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）に対し、当該引継ぎ・共同保育に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園長 移管後の保育所で園長として勤務する予定の者をいう。
- (2) 主任保育士 移管後の保育所で主任保育士として勤務する予定の者をいう。
- (3) 担任保育士 移管後の保育所でクラス担任保育士として勤務する予定の者をいう。
- (4) 給食調理員 移管後の保育所で給食調理員として勤務する予定の者をいう。
- (5) 引継ぎ・共同保育 市の責任の下、当該市立保育所の職員及び前各号に掲げる者が共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を市から運営法人へ引き継ぐことをいう。

(交付対象)

第3条 この要綱による補助金の対象者は、市立保育所の移管先としての決定を受けた運営法人とする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、引継ぎ・共同保育の職員派遣に要する人件費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する対象経費の実支出額と別表に定める半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助基準額表の基準額とを比較していずれか少ない額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする運営法人は、半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、申請内容を変更しようとする場合は、半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金変更交付申請書（様式第3）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、対象経費の支払完了分に係る補助金を請求することができる。

2 補助事業者は、補助金を請求するときは、半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金請求書（様式第5）によらなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の用途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助基準額表

職員区分	補助基準額
園長	半田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第12号）の規定により算定する任期付職員の給与の範囲内で市長が定める額とする。
主任保育士	
担任保育士	半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の規定により算定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の範囲内で市長が定める額とする。
給食調理員	

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

保育所等名

代表者職氏名

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付申請書

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 賃金支払報告書
- (3) 出勤簿
- (4) 給与支払明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

保育所等名

代表者職氏名

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額

金 円

2 当初交付決定額

金 円

3 差引額

金 円

4 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 貸金支払報告書
- (3) 出勤簿
- (4) 給与支払明細書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4（第8条関係）

号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第5（第9条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

保育所等名

代表者職氏名

半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円